



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年6月26日金曜日 第723号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 388
- 農業委員会ネットワーク機構の住所及び事務所の所在地の変更……………（農政課農地・担い手対策室）… 388
- 解除予定保安林……………（森林整備課）… 388
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）……………（東予地方局環境保全課）… 389
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 394
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 394
- 道路の供用開始（県道上分三島線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 394
- 土地改良区の定款変更の認可（21件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 395
- 土地改良区連合の定款変更の認可……………（ ）… 396
- 道路の区域変更（県道蔵川大谷線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 396

## 雑 報

- 裁決手続開始の決定の公告（2件）……………（収用委員会事務局）… 396

## 告 示

### ○愛媛県告示第729号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄グループ 代表取締役社長 清水 一郎 株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 林 巧	株式会社伊予鉄グループ 代表取締役社長 清水 一郎 株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 山本 義幸	令和8年 5月28日	令和8年 6月12日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 林 巧 ほか5者	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 山本 義幸 ほか5者		

### ○愛媛県告示第730号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人愛媛県農業会議から次のとおり住所及び事務所の所在地の変更の届出があった。

令和8年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 住所

変更前	愛媛県松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル3階
変更後	愛媛県松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階

#### 2 事務所の所在地

変更前	愛媛県松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル3階
変更後	愛媛県松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階

#### 3 変更年月日

令和8年6月29日

### ○愛媛県告示第731号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
四国中央市金生町山田井乙151の37
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第732号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（[https://www.pref.ehime.jp / site/setohou-juurann/147446.html](https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/147446.html)）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社  
茨城県ひたちなか市堀口751  
代表取締役社長 小澤 英彦
- 2 事業場の名称及び所在地  
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社  
西条工場  
西条市ひうち8-6
- 3 特定施設に関する事項  
(1) A-132

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり37枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 19.0以下 最大 38.1以下
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 30 最大 60

(2) A-133

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり100枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 680 最大 680
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 30 最大 70

(3) A-134

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり100枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 680 最大 680
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 27 最大 75	

(4) A-135

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。) 別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり24枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30 最大 60
-------------------------	----------------

(5) A-136

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。) 別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり24枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30 最大 60	

(6) A-137

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。) 別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり24枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 60	

(7) A-138

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり24枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 60	

備考 特定施設の汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日 平成18年6月21日(改造)		
処理施設の種 類 及 び 型 式	弗素含有廃水処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、FRP、SS製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15,550ミリメートル 横 20,250ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.13 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 29.5 最大 49.5
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 4.51 最大 7.45
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680	

備考 汚水等は、No.1工場排水口より排水する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種 類 及 び 型 式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		

処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 52.77	通常 28.7 最大 52.77
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

備考 汚水等は、No.1工場排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.7
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24.5 最大 40.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.3 最大 40.0
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.99 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第733号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/150364.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
代表取締役社長 水戸 信彰
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項  
(1) Z-713

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第46号 ロ ろ過施設	
特定施設の能 力	1日当たり12.0立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 2~3 最大 2~3
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 63,000 最大 94,500
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 975
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,900 最大 2,850
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 180
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.0 最大 7.5

備考 特定施設の汚水等は、シアン排水処理設備（北特排）へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日
処理施設の種 類 及 び 型 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル

処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	散気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 6.0~9.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 545.9 最大 1,242.1	通常 112.9 最大 184.2
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 590.7 最大 862.1	通常 29.0 最大 69.6
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 617.3 最大 717.6	通常 249.1 最大 249.1
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30.2 最大 68.9	通常 4.4 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 14,911 最大 17,943	通常 14,911 最大 17,943	

(2) OBT酸素曝気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処理施設の種類及び型式	中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集、沈殿		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸素曝気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640.8 最大 1,162.6	通常 126.9 最大 287.7

	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 251.1 最大 881.5	通常 18.2 最大 71.4
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 977.9 最大 1,500.2	通常 177.7 最大 212.3
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.9 最大 31.9	通常 2.2 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,464 最大 10,230	通常 8,464 最大 10,230	

(3) シアン排水処理設備

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処理施設の種類及び型式	攪拌機付コンクリート槽		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル 4槽		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	晒液酸化分解処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 77	通常 45 最大 77
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,834 最大 2,369	通常 1,845 最大 2,380	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6.6~8.7
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	14.4
		最大	35.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	29.0
	最大	70.0	
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	24.6
		最大	100.0
	燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.57
		最大	3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	238,248
		最大	320,191

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6.6~8.7
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	9.33
		最大	20.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	21.0
		最大	60.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6.0
		最大	10.0

燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5
	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	20
	最大	20

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西条市東予土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年6月26日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	木村昌雄	西条市石田615番地1
	丹真樹	西条市河原津新田甲121番地9

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	今井敬三	西条市玉之江293番地
	丹幸太	西条市河原津新田甲121番地10

○愛媛県告示第735号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年6月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-6)第12989号	令和7年2月24日	(有)サム企画	秋山 翔子	新居浜市東田1-甲1300	令和8年5月15日	電気工事業、管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-5)第18964号	令和5年4月18日	(株)勝建設	高橋健志郎	西条市福武甲460-5	令和8年5月15日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第6795号	令和4年7月14日	播磨産業(株)	土遠 龍児	新居浜市寿町12-41	令和8年5月21日	左官工事業	建設業の廃止
(般-4)第12633号	令和4年5月6日	(有)白石敷物	白石 京子	四国中央市土居町小林747	令和8年5月25日	内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市三島中央五丁目字木瓜1629番11から 同字1628番14まで	令和8年6月26日

○愛媛県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市立待堰土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市富久土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市土居田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市谷町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市朝生田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市水泥町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市樋口土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市志津川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市西岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市見奈良土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市田窪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛渕上井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛渕下井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市南野田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北野田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市上林土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市下林上土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市下林下土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松前町岡田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和8年6月26日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷2968番から 同町大谷2968番まで	旧	メートル 3.7～ 4.3	キロメートル 0.065	
			新	9.8～12.4	0.065	

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和8年6月9日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

令和8年6月26日

愛媛県収用委員会

会長 小 川 佳 和

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等						土地所有者 住所氏名	所有権以外の 権利の表示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積			受付年月日 受付番号	種 類	
収 用	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲969番	田	雑種地	373	694.06	213.65	—	—	使用貸借権者 愛媛県宇和島市下波4354番地 有限会社横山緑化センター 上記代表取締役 横山 久馬二
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲971番	田	雑種地	357	643.97	643.97	昭和63年 10月31日 第13123号	根抵当権	根抵当権者 愛媛県松山市勝山町二丁目1番地 株式会社愛媛銀行 上記代表取締役 西川 義教

使 用	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲972番	田	雑種地	591	591.40	591.40	愛媛県宇和島市下波4354番地 横山 久馬二	平成26年11月21日 第6821号	根抵当権	根抵当権者 愛媛県宇和島市栄町港三丁目303番地 えひめ南農業協同組合 上記代表理事 吉見 一弥			
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲975番	田	雑種地	631	283.52	283.52							
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲969番	田	雑種地	373	694.06	3.69					平成28年2月24日 第1133号	抵当権	抵当権者 愛媛県松山市勝山町二丁目1番地 株式会社愛媛銀行 上記代表取締役 西川 義教
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲969番	田	雑種地	373	694.06	2.25					平成29年10月30日 第6076号	根抵当権	根抵当権者 愛媛県宇和島市保手二丁目4番4号 菊池 英二

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和8年6月9日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

令和8年6月26日

愛媛県収用委員会

会長 小川 佳和

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受付番号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しようとする土地の実測面積				
収 用	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲1492番	畑	山林	449	421.84	152.41	大阪府大阪市福島区玉川2丁目3番16-908号 荒木 幸子	—	—	—
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	第3号112番2	山林	山林	178	458.87	80.99		—	—	—
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	第3号112番3	山林	山林	198	781.63	161.57		—	—	—
使 用	愛媛県宇和島市津島町上畑地	甲1492番	畑	山林	449	421.84	11.37		—	—	—
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	第3号112番2	山林	山林	178	458.87	10.36		—	—	—
	愛媛県宇和島市津島町上畑地	第3号112番3	山林	山林	198	781.63	7.81		—	—	—